

学校法人八戸工業大学 行動計画

教職員全員が働きやすい環境、そしてこれまで以上に女性が活躍できる環境の整備を目指し、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1: 女性の育児休業取得率100%を今後も維持、継続するとともに、男性の育児休業取得率30%以上の維持・向上に努める。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～
 - ・産前産後休暇、育児休業、産後パパ育休など制度の周知を積極的に行い、男性教職員を含めた育児休業の取得を促進する。また、育児休業を取得しやすい職場風土づくりを行う。
 - ・本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た教職員の上司に対し、随時、制度の説明や業務についての面談を所属長を主に実施することで、育児休業を取得しやすい環境整備と連動する。